

いじめ事案発生における組織的対応について

北海道大麻高等学校

いじめ事案発生(いじめ情報入手)

* いじめを発見及び認知した場合には、その場でその行為をすぐに止めさせる。

* 重大事案の場合、警察・児童相談所等の外部機関と連携するほか、教育局への報告を適宜行うとともにそこからの指示を受け、対応する。

1 情報の収集(事実確認)

①いじめ防止対策委員会を母体として、調査組織を設置する。
(必要に応じて担任、当該年次生徒指導及び部顧問等を加える)



②調査組織で事実関係を明確にする。
(先行している情報がある場合も再分析や新たな調査を行う)
(スピードと正確さ何よりも重要・事実関係の整合性を取る)



2 指導・支援体制の確立

①事実関係掌握後、被害生徒及び加害生徒への個別の状況を受けて、機動的な指導・支援体制を確立する。
(必要に応じて担任、当該年次生徒指導及び部顧問等を加える)



②体制確立後、常に生徒の状況の変化を把握し、組織でより適切に対応するために、指導・支援体制に随時修正を加えていく。

3 生徒への指導・支援の実施

①被害生徒にとって信頼できる人と連携し、傾聴・共感の姿勢を明確にした支援体制を行う。
②加害生徒に対し、いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、その行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレス等があっても、いじめに向かわせないよう指導する。
③いじめを見ていた傍観生徒に対し、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
(いじめの形態・状況等その構造を十分に把握したうえで、適切な支援・指導をその生徒に応じて行う)



4 保護者との連携

①つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒(被害・加害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導についてを伝えるとともに、学校との連携方法について確認する。
(個人情報取扱に配慮しながら、説明を怠ることがないようにする)

